保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法には普通徴収（納付書払い、口座振替）と特別徴収（公的年金からの引き去り）があります。

○普通徴収

普通徴収には、市に登録している口座から引き落としする「口座振替」と金融機関等の窓口で現金払いしていただく「納付書払い」の２種類があります。

年度当初から国保に加入していれば１年間（12か月分）の保険料を６月から翌年３月までの10回払いで納付いただきます。年度途中で加入された場合は、届出日の翌月から納付開始となります。納付には、便利で確実な「口座振替」がおすすめです。

○特別徴収

以下のすべての条件に該当する場合、年６回支給される世帯主の年金から保険料を納付いただきます。

- 世帯主が国保の被保険者であること（擬制世帯主は非該当）
- 世帯内の国保加入者全員が65歳以上74歳までであること
- 年金引き去りの対象となる年金（老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金）の年額が18万円以上であること
- 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の２分の１以下であること

特別徴収の方でも、申出により「年金引き去り」から「口座振替」に変更できます

納付方法変更申出書を提出することで「年金引き去り（特別徴収）」から「口座振替（普通徴収）」に納付方法を変更することができます。（納付書に変更はできません）

手続きを希望される場合は、国保医療課または各総合支所保健福祉課までお越しください。

年金引き去り（特別徴収）になるまでの納付方法は次のどちらですか？

口座振替	納付書
①納付方法変更申出書を提出する	①納付方法変更申出書を提出する ②口座振替の手続きをする （必要なものは下記を参照ください）

国民健康保険料の納付は便利な『口座振替』で！

○手続きに必要なもの

①口座振替を希望する金融機関の預貯金通帳、②印かん

※預貯金口座を持つ銀行・信金・郵便局等や市役所・総合支所で手続きができます。

保険料は国保を運営する貴重な財源です。必ず期限内に納めましょう。